

参考：市政協力業務委託契約対象事業例一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在

区分	項目	対象となるかどうか		備考
事務費用	コピー機使用料	○	市政情報の伝達	
	コピー機リース料	○	市政情報の伝達	
	コピー機の保守料	○	市政情報の伝達	
	印刷用紙	○	市政情報の伝達	
	インク代金	○	市政情報の伝達	
	郵便料	○	市政情報の伝達	
役員会費用	飲料代	○	市政情報の伝達等	役員会開催時のお茶代は可 昼を挟んだ会議が必要な場合につ いては昼食代も可 (ただし、懇親会は不可)
	謝礼	○	市政情報の伝達等	謝礼等の支払い可
集会所運営費	光熱水費	○	市政情報の伝達	
	会議室利用料	○	市政情報の伝達	公共施設等を借用し、支払った利用 料が対象
	机・椅子の購入	○	市政情報の伝達	
感染症対策用品の購入	消毒液、マスク、手袋の購入	○	感染症対策	
	非接触式体温計の購入	○	感染症対策	
	衝立の購入	○	感染症対策	
	スキャナーの購入	△	感染症対策 市政情報の伝達	会議数を減らしデジタル配信にする ための購入は可
催事等	お祭りの法被購入	△	スポーツ及び文化振興	宗教行事に係るものであれば不可 事前に要相談
	お祭り提灯の改修・購入	△	スポーツ及び文化振興	宗教行事に係るものであれば不可 事前に要相談
	敬老会の開催費用	△	社会福祉	ただし、高齢福祉課からの補助金@ 2,000円/人を除いた額が対象
	敬老会への分担金	○	社会福祉	合同開催等を行っている場合に開催 経費として支払っている分担金を想 定
	老人会への助成金	○	社会福祉	老人会の事業に充てる場合は可
	行事の案内チラシの印刷代	○	スポーツ及び文化振興	
	防災訓練の開催費用	○	防災・防火	防災訓練の講師謝礼も可 自主防災組織支援事業補助金を除い た額が対象
	消防団への活動委託金	△	防災・防火	防災訓練での指導料や各種行事の防 火活動等で活動いただく場合は可
	地域芸能団体への助成金	△	スポーツ及び文化振興	太鼓等の修繕、購入や行事での出演 料であれば可
	催事の合同開催時の負担金	○	スポーツ及び文化振興	単独で開催できない催事等を複数の 町内会や区が合同で行う場合の所属 自治会の負担金 (どの行事への負担金かは明確にする 必要あり)

区分	項目	対象となるかどうか		備考
催事等	サロン運営の助成金	○	社会福祉	
	子ども会活動、青少年まちづくり市民会議運営の助成金	△	青少年健全育成	子どもに関する行事行うために、自治会から委託している場合であれば可 ただし、青少年まちづくり市民会議交付金を除いた額が対象
	交通安全立ち番ベストの購入	○	防犯・交通安全 青少年健全育成	
	テントの購入	○	スポーツ及び文化振興	
	宗教行事への負担金	×	対象外	宗教行事に係る費用は不可
	神社等へのお供え代	×	対象外	宗教行事に係る費用は不可
その他	防犯灯の電気代	○	防犯	
	防犯灯の修理代	○	防犯	
	防犯灯のLED化工事費	○	防犯	
	防犯灯の修繕、移設、LED灯具の取替	△	防犯	防犯灯防犯灯維持管理事業補助金の受給を受けている場合は対象外
	防犯カメラ設置事業費	○	防犯	
	地域集会所施設整備費	△	施設整備	地域集会所施設整備等補助金の受給を受けている場合は対象外
	広報用の掲示板の新設	○	広報	
	赤い羽根募金、社会福祉協議会会費、日本赤十字社資等の町内会からの負担金	×	対象外	寄附金、協賛金に係る費用は不可
	多治見まつり協賛金、消防友の会の会費	×	対象外	協賛金に係る費用は不可
	社会を明るくする運動への協力金	×	対象外	活動協賛金に係る費用は不可
	ゴミステーションの掃除道具購入	○	環境衛生	
	商品券等の全戸配布	×	対象外	地域住民への金券等の配付（分配）は不可

＜注意事項＞

- * 飲食（懇親会）に係る費用は対象となりません。
- * 対象となるかどうかの欄が「△」のものについては、個別に相談ください。
- * 市の他部署から補助金等の交付を受けている場合は、原則対象になりません。個別に相談ください。